⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。
⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品等の製造又は販売の業務区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」に登録している者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。
⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。
①　特定建設工事共同企業体の代表者が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐、又は㋐及び㋑の施工実績を有していること。なお、代表者が同種工事㋐の施工実績を有している場合は、代表者以外の構成員が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋑の施工実績を有していること。また、代表者が同種工事㋐及び㋑の施工実績を有している場合には、代表者以外の構成員が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐又は㋑の施工実績を有していること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

【同種工事として認める施工実績の要件】
㋐　ダム用取水設備として、取水量７㎥／s以上かつ４段扉以上の円形多段ゲート、又は、取水量10㎥／s以上かつ５段扉以上の多段式（半円形、多重式を含む）ローラゲートを自ら製作・据付を行った工事
㋑　ダム用放流設備として、通水断面積1.1㎡以上のジェットフローゲート、又は、通水断面積1.5㎡以上のホロージェットバルブ、フィクストコーンバルブ若しくはコーンスリーブバルブを自ら製作・据付を行った工事
※ダム用とは、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）で定義されている堤高15m以上のものとのする。
※「自ら製作し、据付を行った工事」とは、自らゲート設備全体のシステム設計を行い、ゲート設備を構成する設備全体の施工を行った新設工事とし、整備及び修繕工事等は対象外とする。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有してから、営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑺　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であること。
⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。
⑽　施工方式　共同施工方式とする。
８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　７⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、７⑸の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
９　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「小石原川ダム取水放流設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。
平成28年２月９日
外務省大臣官房会計課長　志水　史雄
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第19号
１　調達内容
ただし、平成28年度予算成立を条件とする。
⑴　品目分類番号　76
⑵　調達計画特定役務及び数量　平成28年度海外向けグラフィック日本事情発信誌「にほにか（niponica）」の制作・複製及び納入
⑶　調達方法　購入等
⑷　調達予定時期　平成28年度
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会において要請する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成28年３月15日午後３時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　青木　慶子　電話03―3580―3311　内線5741　ＦＡＸ03―5501―8097
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。※電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード可。
⑴　交付期間　平成28年２月９日から平成28年３月14日
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。なお、調達説明会に出席せずに、資料等の提出を行うことは認めない。
⑴　開催日時　平成28年２月23日午後３時00分
⑵　開催場所　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１外務省中央庁舎669号会議室　出席する者は外務省東口玄関に開催時間の５分前に集合すること。
５　その他
⑴　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成28年２月22日正午12時00分までに下記⑵まで書面により申し込みをすること（様式適宜）。なお、申し込み方法は、原則ＦＡＸ（様式適宜）によることとする。
⑵　申込先　外務省広報文化外交戦略課　矢澤　暁紀　電話03―3580―3311　内線2695　ＦＡＸ03―5501―8126
⑶　この調達計画の詳細は調達説明書による。
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 76
⑵　Nature and quantity of the services to be required : A set of services for graphic magazine “niponica”
⑶　Type of the procurement : Purchase